

2 外国人の人権



外国人の人権享有主体性

★★★★★ check

問題の所在

日本国憲法は、日本国民の人権保障を規定していますが、この人権保障規定が外国人に及ぶかが問題となります。

判例

① 外国人の基本的人権の保障

《マククリーン事件》(最大判昭53.10.4)

背景

アメリカ人マククリーンが、在留期間一年として日本に入国し、一年後に、その延長を求めて、在留期間更新の申請をしたところ、法務大臣が、マククリーンが在留中に政治活動を行ったことを理由に、更新を拒否した事件です。

結論

更新拒否は合憲であると判示しています。

論点

- 1) 外国人は国内に在留する権利を憲法上保障されていません。
- 2) 日本国憲法の規定する基本的人権の保障は、**権利の性質上日本国民のみを対象とするものを除き**、外国人にも等しく及びます。外国人の政治活動の自由も保障されます(ただし、我が国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動を除く)。
- 3) 外国人に対する基本的人権の保障は、外国人の在留制度の枠内で与えられているにすぎず、法務大臣が外国人の在留期間の更新の際に、外国人が在留期間中に行った政治活動を消極的な事情として斟酌することは許されます。

② 外国人の幸福追求権(指紋押捺制度)

《指紋押捺拒否事件》(最判平7.12.15)

背景

外国人登録法によって要求される外国人登録原票などへの指紋押捺の義務づけが、憲法13条、14条およびそれと同旨の国際人権規約の条項に反するとして争われた訴訟事件です。

結論

指紋押捺の義務づけは合憲であると判示しています。

論点

- 1) **指紋押捺を強制されない自由**は何人も持っています。
- 2) 一方で、公共の福祉のため必要がある場合には、在留外国人は、指紋の押捺を強制されない自由に対する制約をうけます。

③ 外国人参政権

通説的見解では、国民主権の見地から、そもそも外国人には日本における参政権は保障されません。

しかし、参政権が保障されないことと、法律によって参政権を付与することが禁止されるかどうかの問題は別です。以下、立法により外国人に参政権を認めることができるかどうかについて、国政選挙と地方選挙のそれぞれについて解説します。

(i) 国政選挙

国政レベルの選挙権・被選挙権については、外国人に付与することは認められないというのが通説的見解です。

外国人の国政選挙の被選挙権を認めない公職選挙法の規定が、憲法15条及び国際人権規約に違反しないかが争われた事件で、最高裁が、当該規定は、憲法15条及び国際人権規約に違反しないとして、外国人の国政選挙の被選挙権を否定したのも、これと同じ文脈で捉えられます《**国政選挙の外国人参政権**》(最判平10.3.13)。

(ii) 地方選挙

憲法93条2項の「住民」に外国人が含まれるか否かが争われた事件で、最高裁は、まず、憲法93条2項の住民とは、地方公共団体の中に住所を有する日本国民をいうので、在留外国人に選挙権を保障するものではないと原則論を唱えました。

ただ、それと同時に、最高裁は、在留外国人でも永住者であることやその他の事情によりその地方公共団体に密接な関係がある場合には、その議会の議員等の選挙権を付与する立法措置は憲法上禁止されるものではないとしました《**地方選挙の外国人参政権**》(最判平7.2.28)。

つまり、**保障されませんが、法律により付与することは可能**だと判断したことになります。

④ 外国人の公務就任権

韓国国籍の在日二世の東京都の公務員（保健婦）である原告が、管理職選考試験を受験できなかったことが違憲ではないかが争われた事件で、最高裁は、憲法は国民主権原理を採用することから、公権力行使等地方公務員になるには、原則として日本国民である必要があるとし、我が国以外の国家に帰属し、その国家との間でその国民としての権利義務を有する**外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではなく**、原告が試験を受験できなかったことも違憲ではないと判断しました《東京都管理職選考試験事件》（最大判平17.1.26）。

⑤ 外国人の入国・出国・再入国の自由

(i) 入国の自由

判例は、外国人の我が国への**入国の自由**は、保障されないとしています。最高裁は、「憲法二二条は外国人の日本国に入国することについてはなんら規定していないものというべきであつて、このことは、**国際慣習法上、外国人の入国の許否は当該国家の自由裁量により決定し得る**ものであつて、特別の条約が存しない限り、国家は外国人の入国を許可する義務を負わない」と判示しました《外国人の入国の自由》（最大判昭32.6.19）。

(ii) 出国の自由

判例は、**外国人の我が国からの出国の自由は、保障される**としています。最高裁は、憲法22条2項は「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」と規定しており、ここにいる外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はないと判示しました《外国人の出国の自由》（最大判昭32.12.25）。

(iii) 再入国の自由

再入国とは、単なる入国ではなく、我が国に在留する外国人が、日本に帰ってくることを前提にして渡航し、その上で再び生活の本拠である日本に戻ってくるというものです。

《森川キャサリン事件》（最判平4.11.16）

● 背景

昭和48年に日本に入国し日本人と結婚した定住外国人森川キャサリンが、韓国への旅行計画を立て再入国許可の申請をしたところ、過去に三度再入国許可を得ていたにもかかわらず、指紋押捺を拒否したことを理由に不許可とされたので、その取消しと国家賠償を請求した事件です。

● 結論

請求を棄却しました。

● 論点

外国人は憲法上、**外国へ一時旅行する自由と再入国の自由を保障されていません**。

⑥ 外国人の生存権

《塩見訴訟》（最判平元.3.2）

● 背景

在留外国人である原告が、日本国民でなかったことを理由に、障害福祉年金の支給を求める請求を却下されたため障害者福祉年金の支給を求めた事件です。

● 結論

請求は棄却されました。

● 論点

外国人に障害福祉年金の支給をしないことは、憲法25条に違反しません。